

山田町給水装置工事標準仕様書

令和5年9月1日適用

山田町上下水道課

— 目次 —

第1章 総 則

- 1 趣 旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 給水装置の種類・・・・・・・・ P 1
- 4 給水装置工事の種類・・・・・・・・ P 1～P 2
- 5 指定工事事業者及び主任技術者・・・・・・・・ P 2～P 3

第2章 給水装置の設計

- 1 事前調査・・・・・・・・ P 4
- 2 給水装置図面の写しの交付申請・・・・・・・・ P 4
- 3 給水方式・・・・・・・・ P 4～P 5
- 4 同時使用水量・・・・・・・・ P 5～P 6
- 5 受水槽の設計・・・・・・・・ P 6
- 6 設計水圧・・・・・・・・ P 6
- 7 給水管内の流速・・・・・・・・ P 6
- 8 給水管及び水道メーターの口径・・・・・・・・ P 6～P 8
- 9 水道メーターの設置・・・・・・・・ P 8
- 10 分 岐・・・・・・・・ P 9～P 10
- 11 給水管埋設深度・・・・・・・・ P 10
- 12 給水管布設・・・・・・・・ P 10～P 11
- 13 止水栓の設置・・・・・・・・ P 11
- 14 逆止弁の設置・・・・・・・・ P 11
- 15 凍結防止・・・・・・・・ P 11
- 16 簡易水洗トイレからの変更・・・・・・・・ P 12
- 17 給水管及び水道メーターの撤去・・・・・・・・ P 12
- 給水装置の概要図・・・・・・・・ P 12

第3章 材料及び器具

- 1 趣 旨・・・・・・・・ P 13
- 2 材料及び器具の規格・・・・・・・・ P 13
- 3 使用材料及び器具等・・・・・・・・ P 13
- 4 給水管及び給水器具・・・・・・・・ P 14～P 17

第4章 手続

- 1 趣 旨・・・・・・・・ P 18
- 2 手続の順序・・・・・・・・ P 18
- 3 給水装置工事の申込・・・・・・・・ P 19
- 4 給水装置工事承認書の交付・・・・・・・・ P 19
- 5 承認後の取消し及び変更等・・・・・・・・ P 19～P 20

6	完成検査	P 20～ P 23
7	給水管及び水道メーター撤去に係る申込	P 23
8	撤去の工事費用について	P 23
9	臨時用水道について	P 23～ P 24
10	国・県道占用申請の手順	P 24～ P 25
11	給水装置工事図の作成	P 26～ P 30

第5章 工事施工

1	趣 旨	P 31
2	許可及び保安	P 31
3	土工事	P 31

第6章 その他

1	水道使用者への説明	P 32
2	漏水修理後の水道料金の減免	P 32

改定履歴	P 32
------	------

様 式

様式 1 ～ 7	P 33～ P 39
山田町上水道事業給水条例施行規則 様式 1、2、6、9	P 40～ P 44
山田町指定給水装置工事事業者規則 様式 3	P 45

第1章 総 則

1 趣 旨

この山田町給水装置工事標準仕様書（以下「仕様書」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び次の法令等に基づき給水装置工事の設計、施工、手続、設計審査、完成検査等に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）
- (2) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）
- (3) 山田町上水道事業給水条例（平成10年山田町条例第8号。以下「給水条例」という。）、
- (4) 山田町上水道事業給水条例施行規則（平成12年山田町水道事業所規則第1号。以下「給水規則」という。）
- (5) 山田町指定給水装置工事事業者規則（平成12年山田町水道事業所規則第2号。以下「指定事業者規則」という。）

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 指定工事事業者 山田町指定給水装置工事事業者をいう。
- (2) 給水装置 山田町が需要者に水を供給するため布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 予定栓 あらかじめ配水管等から分岐して給水管を布設し、宅地内に止水栓又は仕切弁までを設置した給水装置をいう。
- (4) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。
- (5) 管理者 山田町水道事業の管理者権限を行う町長をいう。
- (6) 水道事業者 山田町水道事業を行う山田町をいう。
- (7) 水道施設設計指針 公益社団法人 日本水道協会発刊 水道施設設計指針 2012をいう。

3 給水装置の種類

給水装置の種類は、次のとおりとする。（給水条例第4条）

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

4 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
- (2) 改造工事 給水装置の一部を改造する工事（給水管の増径、管種変更、給水栓の増設、メーター位置変更など、給水装置の原形を変える工事）
- (3) 撤去工事 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事（水道

メーターの撤去工事を含む。)

- (4) 修繕工事 法第 16 条の第 2 第 3 項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水栓の取替等及び給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事

水道法施行規則

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

5 指定工事事業者及び主任技術者

(1) 指定工事事業者

山田町水道事業により給水を受けるための工事の施行は、指定給水装置工事事業者でなければならない。(給水条例第 7 条第 1 項)

(2) 指定工事事業者の責務

① 指定工事事業者は、適正な工事の事業の運営に努めなければならない。(法第 25 条の 8)

② 水道事業者は、指定工事事業者に次のことを求めることができる。

ア 給水設備工事の検査に主任技術者を立ち合わせること (法第 25 条の 9)

イ 施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出をすること (法第 25 条の 10)

【注意】水道事業者は、指定工事事業者が法及び条例等に違反した場合などは、指定の取消し及び指定の効力の停止をすることができることとなっている。(法第 25 条の 11)

(3) 主任技術者

主任技術者の職務及び必要知識等については、次の①及び②のとおりとなっており、常に念頭において給水装置工事を施行しなければならない。

① 主任技術者の職務(法第 25 条の 4 第 3 項)

ア 工事に関する技術上の管理

イ 工事に従事する者の技術上の指導監督

ウ 工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条の基準に適合していることの確認

エ 工事に係る事項についての、水道事業者との連絡調整

(ア) 配水管から分岐して給水管を設ける工事における配水管の位置の確認に関する連絡調整

(イ) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期等の工事上の条件に関する連絡調整

(ウ) 給水装置工事を完成した旨の連絡

② 職務を遂行する上で必要な知識等

主なものについては、次のとおり。

ア 給水装置の構造及び材質の基準や給水装置工事技術の専門知識及び経験

イ 事前調査、施工計画、工程管理、品質管理、完成検査に関する知識及び技能

ウ 給水装置工事申込み及び給水装置工事設計審査などの手続きに関する知識

エ 新技術、新工法、新材料、関係法令、条例の改正等最新情報の取得

オ 工事に従事する者とのチームワークと信頼関係

【注意】主任技術者が法等に違反したときは、厚生労働大臣は免状の返納を命ずることができることになっている。（法第25条の5第3項）

(4) 給水装置工事の適正管理

指定工事事業者及び主任技術者は、法及び給水条例はもとより関係法令を遵守し適正な工事を行わなければならない。

給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の承認を受け、工事完成後には管理者の完成検査を受けなければならない。（給水条例第7条第2項）

第2章 給水装置の設計

1 事前調査

指定工事事業者は、給水装置工事の依頼を受けた場合は、現地の状況等を把握するため必要な調査を行うこと。

2 給水装置図面の写しの交付申請

- (1) 給水装置図面の写しの交付を受けようとする者は、給水装置図面写し交付申請書（様式第1号）に写しに係る費用相当額を添えて申し込むこと。
- (2) 給水装置の所有者及び所有者から依頼を受けた指定工事事業者以外の者が、給水装置図面の写しの交付を受けようとする場合は、給水装置図面写し交付申請書の後段に委任を受けること。

3 給水方式

給水方式は、直結給水方式及び受水槽式方式並びにこれらの併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定する。

(1) 直結給水方式

直結給水方式には、直結直圧方式と直結増圧方式がある。

- ① 直結直圧式 配水管の水圧で給水装置の末端の水栓まで給水する方式である。
ア 建物の地上1階及び2階並びに地下1階に給水するとき。
※必要な標準的な水圧 0.15MPa
イ 建物の3階に給水する場合は、水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。
※必要な標準的な水圧 0.2MPa

- ② 直結増圧式 建物の3階以上に給水するために、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、給水管の圧力を増して給水する方法である。

(2) 受水槽式

受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。次のいずれかに該当するときには、当該方式とする。

- ① 建物の3階以上に給水するもの（前号①イ及び②を除く。）。
- ② 病院などで配水管等の事故による急な断水・減水時にも給水を持続する必要があるもの
- ③ 一時に多量の水を必要とするもの、又は使用水量の変動が大きいなど配水管の水圧低下を引き起こす恐れがあるもの
- ④ 配水管の水圧変動にかかわらず常時一定の水圧・水量を必要とするもの
- ⑤ 薬品を使用する工場などからの逆流によって配水管の水を汚染する恐れがあるもの
- ⑥ 給水用具以外の設備に給水するもの
- ⑦ その他直結給水方式に適さないもの

(3) 事前協議

建物の3階以上に給水する場合並びに直結増圧式及び受水槽式の場合は、事前に

上下水道課に協議をすること。

4 同時使用水量

同時使用水量とは、給水装置に設置する給水用具のうち、同時に使用される給水用具の吐水量の総和をいう。一戸建て住宅等の場合、次の算定方法から使用実態に応じて選択すること。※集合住宅その他の場合は、水道施設設計指針を参照のこと。

(1) 同時に使用する給水用具を選定して計算する方法

- ① 同時使用水量は、同時に使用する給水用具の種類別の吐水量（別表第1を標準とする。）の総和とする。
- ② 同時使用する給水用具数は、同時使用を考慮した標準給水用具数（別表第2を標準とする。）とする。

(2) 標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量は、全ての給水用具の吐水量の総和を給水用具の総和で割ったものに、総給水用具数と標準同時使用水量比（別表第3）の使用水量比を乗じたものとする。

別表第1

給水用具の種類別の吐水量

（水道施設設計指針から引用）

用途	吐水量 (L/min)	対応する給水用具の口径 (mm)	備 考
台 所 流 し	12～40	13～20	
洗 濯 流 し	12～40	13～20	
洗 面 器	8～15	13	
浴 槽 （和 式）	20～40	13～20	
〃 （洋 式）	30～60	20～25	
シ ャ ワ ー	8～15	13	
小便器（洗浄水槽）	12～20	13	{ 1 回(4～6 秒) の吐水量 2～3L
〃 （洗浄弁）	15～30	13	
大便器（洗浄水槽）	12～20	13	{ 1 回(8～12 秒) の吐水量 13.5～16.5L
〃 （洗浄弁）	70～130	25	
手 洗 器	5～10	13	
消 火 栓 （小 型）	130～260	40～50	
散 水	15～40	13～20	
洗 車	35～65	20～25	業務用

※ 給湯器については、瞬間式の場合は出湯能力、貯湯式の場合は給水能力によること。

※ これ以外の器具については、それぞれの器具の性能表によること。

※ 湯沸器は、その号数を使用水量とする。

別表第2

同時使用を考慮した標準給水用具数

(水道施設設計指針から引用)

総給水用具数	1	2～4	5～10	11～15	16～20	21～30
同時に使用する給水用具数	1	2	3	4	5	6

別表第3

総給水用具数と標準同時使用水量比

(水道施設設計指針から引用)

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

5 受水槽の設計

(1) 有効容量

給水する施設の規模及び内容並びに類似施設の使用実態等を十分考慮して設定すること。※根拠となる資料を提出すること。

(2) 給水管の口径

受水槽への単位時間当たりの給水量により決定すること。

※単位時間当たり給水量は、計画一日使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量とは、施設で計画する一日当たりの使用水量をいう。

6 設計水圧

設計水圧は、0.15Mpa とする。

7 給水管内の流速

給水管内の流速は、2 m/秒以下とする。

8 給水管及び水道メーターの口径

(1) 給水管及び水道メーター口径

給水管及び水道メーター口径を決定するにあたっては、給水施設に対し十分供給しえる大きさでかつ必要以上に過大でないこと。

(2) 直結給水方式の戸建て専用住宅等の場合は、おおむね次のとおりとする。

① 全ての水栓を 13mm の水栓に換算し、次の表に応じた口径とする。

○直結給水方式の給水管及び水道メーターの口径

換算栓数	給水管口径 (mm)	水道メーター口径 (mm)
10.5 以下	φ 20	φ 13
11～15	φ 20	φ 20
15.5 以上	水理計算により選定すること。	

② 13 mmの水栓への換算は、次の表のとおりとする。

○13 mm水栓への換算表

種 別	換算栓数
20 mmの水栓	2.5 栓
25 mmの水栓	4 栓
衛生水栓	0.5 栓
小便洗浄フラッシュバルブ	0.5 栓
洗浄用ボールタップ	0.5 栓
25 mmのフラッシュバルブ	11 栓
※温水器やボイラー等は、水栓数に入れない。	

(3) 前号によらないときは、次のとおりとする。

① 給水栓の口径は、摩擦損失水頭を用いた水理計算により決定するものとする。

ア 水理計算式

$$h' + \Sigma h \leq 15$$

h' : 配水管分岐から給水栓までの高さ (m)

Σh : 総摩擦損失水頭 (m)

15 (m) : 設計水圧 (1.5MPa)

イ 摩擦損失水頭の計算は、次のとおりとする。

(ア) 給水管の口径が 50 mm以下の場合は、ウエストン公式によるものとする。

(イ) 給水管の口径が 75 mm以上の場合は、ヘーゼン・ウィリアムズ公式によるものとする。

② 水道メーターの口径は、次の条件により決定するものとする。

ア 同時使用水量又は計画 1 日使用水量が、次の表の水道メーター口径別許容流量の範囲内であること。

イ 水道メーターの口径は、接続する上流側の給水管の口径以下とする。

○水道メーター口径別許容流量

口径 (mm)	型式・構造	全長 (mm)	接続 方法	適正使用 流量範囲 (m ³ /h)	一時使用の許容 流量 (m ³ /h)		1日当たりの使用量 (m ³ /日)			月間使 用量 (m ³ /月)
					10分/日 以内の 使用の 場合	1時間/ 日以内 の使用 の場合	1日の 使用時 間の合 計が5時 間のと き	1日の 使用時 間の合 計が10 時と き	1日24 時間使 用のと き	
13	直読式 接線流羽根車式	165	ネジ 込み 式	0.1～1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100
20	直読式 接線流羽根車式	190		0.2～1.6	4	2.5	7	12	20	170
25		225		0.23～2.5	6.3	4	11	18	30	260
30		230		0.4～4.0	10	6	18	30	50	420
40	直読式 たて型軸流羽根車式	245		0.4～6.5	16	9	28	44	80	700
50	電子式 たて型軸流羽根車式 (ウォルトマン)	560	フ ラ ン ジ 接 合	1.25 ～ 17.0	50	30	87	140	250	2,600
75		630		2.5～27.5	78	47	138	218	390	4,100
100		750		4.0～44.0	125	74.5	218	345	620	6,600

(4) 水道メーター先の給水管の口径は、立ち上がり管を除いてメーター口径以下とする。

9 水道メーターの設置(給水規則第8条・第9条)

(1) 給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

(2) 水道メーターは、町からの貸付とする。(共同住宅等の子メーターなどを除く。)

(3) 水道メーターは、次に掲げるところに設置しなければならない。

- ① 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- ② 原則として配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- ③ 水道メーターの検針、点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- ④ 衛生的で損傷の恐れがない場所(車輛等に踏まれない場所)
- ⑤ 水平に設けることができる場所
- ⑥ 水が湧いたり入らない場所

10 分 岐

- (1) 配水管（及び共同給水管）から給水管の取出しは、次のとおりとする。これによらないものは、上下水道課と協議すること。

①給水管の取出しの工法は、次のとおりとする。

配水管(被分岐管)		分岐管口径 (mm)						
配水管 (共同給水管)		分岐管の口径 (mm)						
管 種	口径(mm)	20	25	30	40	50	75	100
鋳鉄管・ダクタイル鋳鉄管	75	分水栓					不断水	
	100～300	分水栓					不断水	
水道配水用ポリエチレン管	50	分水栓		切落とし	不断水			
	75	分水栓					不断水	
	100	分水栓					不断水	
硬質塩化ビニル管 鋼管	20	切落とし						
	25	切落とし						
	30	切落とし						
	40	分水栓		切落とし				
	50	分水栓		切落とし		不断水		
	75	分水栓					不断水	
	100・150	分水栓					不断水	
ポリエチレン管	20	切落とし						
	25	切落とし						
	30	切落とし						
	40	分水栓		切落とし				
	50	分水栓		切落とし	不断水			
分水栓：サドル式分水栓による分岐工法 不断水：割丁字管などによる不断水分岐工法 切落とし：被分岐管を切り落として丁字管を接続し、分岐する工法								

- ② 分岐管の口径は、20mm 以上とすること。
- ③ 分岐箇所は、他の分岐位置及び継手部から 30cm 以上離すこと。
- ④ 分岐は配水管に対して直角に分岐し、第 1 止水栓まで直線に布設すること。
- ⑤ 水道用ステンレス鋼管以外の金属管からサドル付分水栓で分岐する場合は、孔口に密着型銅コアを挿入すること。
- ⑥ 本管からの給水管分岐部には識別マーカを路床に設置すること。
なお、識別マーカは町で支給する。
- ⑦ 分岐管は横取りとする。ただし、配水管の深度が 0.8m より深く、かつ、取り出した給水管の深度が 0.8m 以上取れるものについては、上取りも可とする。
- ⑧ 切落とし工法を施工するため圧着器により断水を行った場合は、圧着器を使用した箇所を P E 補修バンド、MC ユニオンなどで補強しなければならない。
- ⑨ 分水栓と S G P 管の接合には、伸縮継手(分水栓－鋼管用)を使用すること。
- ⑩ 分水栓と P P 管の接合には P P 回転継手（メーター用）を使用すること。
- ⑪ 切り落とし工法の施工のために断水する必要がある場合は、事前に上下水道課と協議すること。断水に係る仕切弁の操作は、原則として上下水道課の職員が行う。

- ⑫ 不断水工法で施工する場合は、事前に上下水道課と協議をし、施工時には同課の職員の立会を求めること。

11 給水管埋設深度

給水管の埋設深度は、次のとおりとする。

- (1) 道路内（私道を含む。） 道路管理者の占用許可条件による。条件がない場合は、管上 0.8 m とする。
- (2) 民地（宅地内） 次の表のとおりとする。

区 分	地 区	埋設深度
A 地区	B 地区を除く地区	管上 0.6 m
B 地区	豊間根地区 織笠地区のうち馬指野、白石・田子の木、 新田地区 船越地区のうち小谷鳥地区 外山及び富士飲料水供給施設の地区	管上 0.8 m
※凍結深度が深いところは、埋設深度を深くするか、防寒対策をとること。		

- (3) 給水管の埋設位置の側面にのり面、擁壁など空間がある場合は、凍結防止のためののり面、擁壁などから埋設深度の 2 倍離して埋設すること。離れが 2 倍未満の場合は、保温工を行うこと。

12 給水管布設

- (1) 給水装置は、水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れる恐れがないものであること。
- ① 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- ② 給水装置はシアン、六価クロム、その他水を汚染する恐れのあるものを貯留し、又は、取り扱う施設に近接して設置してはならない。
- ③ 鉱油類、有機溶剤、その他の油類が浸透する恐れのある場所に設置される給水装置は、当該油類が浸透する恐れのない材質のもの、又は、さや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。
- ※ガソリンスタンド、自動車整備工場等では、ポリエチレン管等合成樹脂製の管の使用は避け、金属管を使用すること（又は溶剤浸透防止スリーブによる保護などの対策をすること。）。
- (2) 道路内に配管するものは、占用許可条件を遵守すること。
- (3) 他の埋設物及び構造物に近接する場合はその間隔を 30cm 以上確保すること。
- (4) 原則として配管は、分岐する側から宅地に向かって施工すること。
- (5) 道路に給水管を布設する場合は、他の埋設物との誤認及び事故回避のため道路面より 40 cm のところに埋設標識シートを布設すること。（セイフティン 巾 150mm、2 倍折込） ※アルタンシートは使用不可
- (6) 道路に 50mm 以下の非金属管（PP・HPPE 等）を布設する場合は、本管分岐から水道メーターまで管上部に管探知ワイヤー（ロケーティングワイヤー）を設置すること。

- (7) 立上がり管は、金属製の給水管を使用すること。
- (8) 管路の支持条件が異なるところ(建物、メーター室との境)で、地盤沈下などにより管が破断する可能性があるところは、可とう継手類を使用すること。

13 止水栓の設置

(1) 第1止水栓（管理用止水栓）

- ① 第1止水栓は、宅地又は私道に入ってから、0.5m付近に設置すること。
- ② 第1止水栓の種別は、次の表のとおりとする。

口 径	種 別
φ 13～25 mm	乙型ボール止水栓・シーリング止水栓
φ 30・40 mm	青銅製仕切弁
φ 50 mm以上	ソフトシール仕切弁

(2) 第2止水栓

- ① 第2止水栓は、水道メーター前に設置すること。
- ② 第2止水栓の種別及び設置位置については、次の表のとおりとする。

口 径	種 別	設置位置
φ 13～25 mm	開閉防止用ボール止水栓伸縮型	メーターボックスの中(水道メーターの上流に直結)
φ 30・40 mm	青銅製仕切弁	水道メーター上流 30cm 前
φ 50 mm以上	ソフトシール仕切	水道メーター上流 50cm 前（メーターボックス内に設置できる場合は、直接水道メーターに接続して設置することができる。）

14 逆止弁の設置

- (1) 給水装置には、水道メーターの下流側（メーターボックス内）に逆止弁を設置すること。
- (2) 逆止弁が設置されていない給水装置の改造工事をする場合は、逆止弁を設置すること。

15 凍結防止

給水装置は、凍結しないように水抜き用の給水用具（水抜き栓、水抜きバルブ、不当給水栓）の設置、電熱ヒーター、保温工等により凍結防止策を施すこと。

(1) 水抜き用の給水用具の設置

- ① 操作及び修理等が容易な場所に設置すること。
- ② 排水口には、下に浸透マスを設置し、又は周りに砕石等で置換えを行い、水を容易に排水できるようにすること。
- ③ 確実に水が抜けるように必要な箇所に設置すること。
- ④ 床下に設置する場合は、修理等の維持管理のため点検口を設けること。
- ⑤ 水抜きバルブを設置する場合は、バルブからの排水口に接しないように排水管に設置し、間接排水を行うこと。

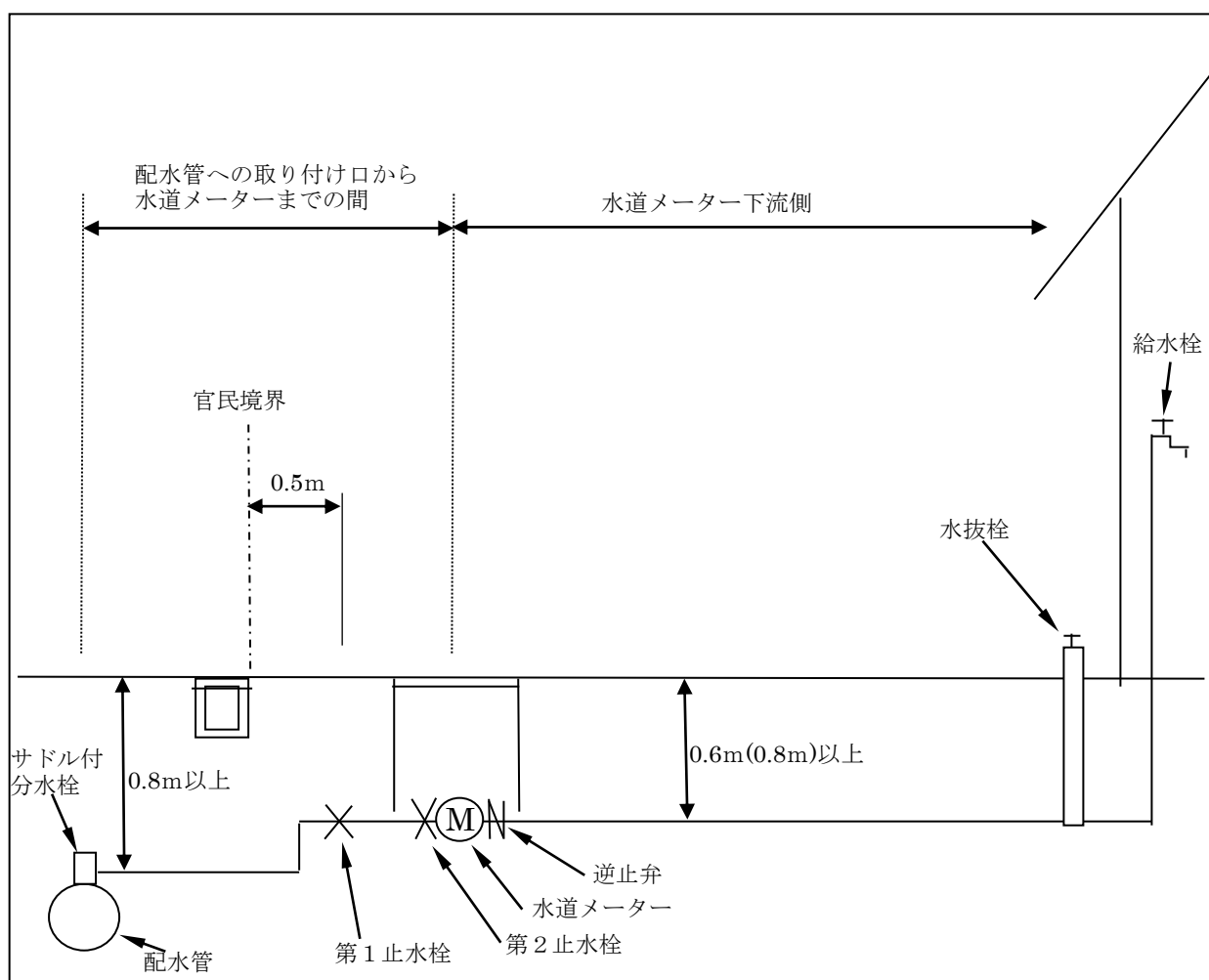
16 簡易水洗トイレからの変更

簡易水洗トイレから水洗式トイレ（浄化槽及び下水道に接続）へ変更する場合は、給水装置工事の改造として水道メーター下流に逆止弁を設置すること。このとき水道メーター25 mm対応未満のメーターボックスは、25 mm対応以上のものに変更すること。これらの改造には、給水装置工事の承認を受けること。

17 給水管及び水道メーターの撤去

- (1) 給水管の撤去 給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から取り外す場合は、サドル付分水栓、不断水用T字管などの分岐部に、泥や砂が入らないように、分水栓用閉栓キャップ、フランジ蓋などを設置すること。
- (2) 水道メーターの撤去 水道メーターだけを取り外して撤去する場合は、泥や砂が入らないように、撤去した水道メーターの接合部（上流及び下流の両側）に、プラグ、フランジ蓋などを設置すること。

○給水装置の概要図



第3章 材料及び器具

1 趣 旨

給水条例第8条及び給水規則第5条の規定による給水装置に用いる材料及び器具を定めるものである。

2 材料及び器具の規格

給水装置に用する材料及び器具は、次の表によるものとし、日本工業規格適合品(新J. I. S)及び日本水道規格品(J. W. W. A)及びこれと同等以上のものを使用すること。

使用箇所	規 格
配水管への取り付け口から水道メーターまでの間	町が定める規格
水道メーターから下流側	施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能基準適合品であることが認証(自己認証又は第三者認証)されている器材

3 使用材料及び器具等

2の表中使用箇所が配水管への取り付け口から水道メーターまでの間における町が定める規格は、次のとおりとする。これによらないものは、町から承認を得ること。

- (1) 使用する給水管及び給水用具は、4の表のとおりとする。
- (2) 配水管からφ50 mm以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。また、公道等にφ50 mm以上の給水管を布設する場合は、耐震管を布設すること。

4 給水管及び給水用具

(1) 給水管・継手類

① ダクタイル鋳鉄管

品名	種類		口径(mm)	規格等
ダクタイル鋳鉄管直管 (エポキシ樹脂粉体塗装管)	GX 形	S 種	75～250	JWWA G 120、JDPA G 1049 (水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管)
	K 形	3 種	75～250	JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) JWWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管) JIS G 5528 (内面樹脂粉体塗装)
ダクタイル鋳鉄異形管 (エポキシ樹脂粉体塗装管)	GX 形		75～250	JWWA G 121、JDPA G 1049 (水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄異形管)
	K 形、 フ ラ ン ジ形		75～250	JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JIS G 5528 (内面樹脂粉体塗装)
ダクタイル鋳鉄管接合部品	GX 形	押輪、ゴム輪、ライナ ロックリング、ロックリ ングホルダ メカニカルボルトナット P-Link、G-Link	75～250	JIS G 5527 付属書 (ダクタイル鋳鉄異形管) JIS K 6353 (水道用ゴム) JDPA G 1049
	K 形	押輪、ゴム輪 メカニカルボルトナット	75～250	(水道用 GX 形ダクタイル鋳鉄管)
	フ ラ ン ジ型	フランジボルトナット ステンレス座金 フランジパッキン (前面ボルト穴付) フランジパッキン (RF・ GF)	50～250	

備考1 ダクタイル鋳鉄管を敷設する場合は、GX 形を原則とする。ただし、既設管との接続などの場合を除く。

- 2 ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管を使用すること。
- 3 曲管や丁字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図ること。
- 4 管路の一体化は、GX 形継手はライナによること。K 形継手は離脱防止型特殊押輪（3DkN 以上）を使用すること。

② 水道配管用ポリエチレンパイプ

品名	種類	口径(mm)	規格等
水道配管用ポリエチレンパイプ直管		50～100	JWWA K144
水道配管用ポリエチレンパイプ継手		50～100	JWWA K145

③ 水道用ポリエチレン管

品名	種類	口径(mm)	規格等
水道用ポリエチレン管	1 種（軟質管）二層管	13～50	JIS K6762
水道配管用ポリエチレンパイプ金属継手	メカニカル B 形	13～50	JWWA B116

備考 分水栓、止水栓、水道メーター及び水抜き栓の接合には、P P回転継手(メーター用)を使用すること。

④ 鋼管

品名	種類	口径(mm)	規格等
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PB・SGP-PD	13～100	JWWA K 132
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VB・SGP-VD	13～100	JWWA K 116
管端防食継手		13～100	JPF MP 003

備考 1 埋設管には、SGP-PD 又は SGP-VD を使用すること。

2 SGP-PB 又は SGP-VB を使用したときは、必要に応じて外面に防食処理をすること。

⑤ 水道用硬質塩化ビニル管

品名	種類	口径(mm)	規格等
水道用硬質塩化ビニル管	VP	13～100	JIS K 6742
耐衝撃性塩化ビニル管	HIVP	13～100	JIS K 6742
TS 継手		13～50	JIS K 6743
HI 継手		13～50	JIS K 6743

備考 既設管への接続部分又は修理用に関り使用すること。

⑥ ステンレス鋼管

品名	種類	口径(mm)	規格等
波状ステンレス鋼管 (B)	SUS316	20、25	JWWA G 119
伸縮可とう式ステンレス鋼管継手	1 形、2 形	20、25	JWWA G 116
被覆可とう管		20、25	認証機関による品質認証品

(2) 分岐用具

品名	種類		口径(mm)	規格等
サドル付分水栓	鋳鉄管用	配水管 φ 75 mm以上	20～50	JWWA B 117
	水道配管用 ポリエチレン管用	配水管 φ 50 mm	20、25	PTC B 20
		配水管 φ 75、100 mm	20～50	
	硬質塩化ビニル管用・ 鋼管用	配水管 φ 40、50 mm	20、25	JWWA B 117
		配水管 φ 75～150 mm	20～50	
	ポリエチレン管用	配水管 φ 40、50 mm	20、25	JWWA B 136

備考 水道用ステンレス鋼管以外の金属管からサドル付分水栓で分岐する場合は、孔口に銅製密着コアを挿入すること。

(3) 止水用具

① 仕切弁

品名	種類	口径(mm)	規格等
ソフトシール仕切弁(FCD 製、立型、内ねじ式、右回り開)	内面粉体塗装 フランジ型	50～100	JWWA B 120
	耐震型 GX 形 内面粉体塗装 外面耐食塗装、	75～100	JWWA B 120 に準拠
	水道用配水用ポリエチレン管用 内外面粉体塗装	50～100	JWWA B 120 に準拠
青銅製仕切弁 (平行おねじ、ボックス型、右回り開)		30、40	
仕切弁筐	山田町型(FCD 製ネジ式嵩上げ、嵩下げ自在型・樹脂カラー表示)		トミス

備考 仕切弁筐の縁の色は、仕切弁の用途により、原則次のようにしている。

配水管→青 ドレン→赤 消火栓→黄色 送水管→緑 下水管→茶

② 止水栓

品名	種類	口径(mm)	規格等
乙型ボール止水栓	90 度右開け	13～40	
シーリング止水栓	90 度右開け	13～40	
メーター直結止水栓	開閉防止用ボール止水栓伸縮型	13～25	山田町指定
止水栓筐	蓋：FCD ホルダー：FCD 伸縮型	75・100	

(4) 逆止弁

品名	種類	口径(mm)	規格等
はね式単式逆止弁		13～50	JWWA B 129
汎用型スイング式逆止弁	弁体：ソフトシート	75・100	JIS B 2071

(5) メーターボックス

品名	種類	口径(mm)	規格等
メーターボックス	樹脂製（水道メーター 2 5 mm用） 耐寒仕様	13～40	底板（深さ 55 cm）を設置すること。

備考 水道メーター口径 13～25 mmは、メーター直結型止水栓及び逆止弁が設置できる大きさとする。水道メーター口径 30・40 mmは、逆止弁が設置できる大きさとする。それ以上の口径は、水道メーターの検針及び取替え等工事に支障のないものとする。

(6) その他

品名	種類	口径(mm)	規格等
埋設表示シート	幅 150 mm・標識部 W 折込		セフティライン
管探知ワイヤー	ロケーティングワイヤー		
ポリエチレンスリーブ類			JWWA K 158
識別マーカ―F1			町支給

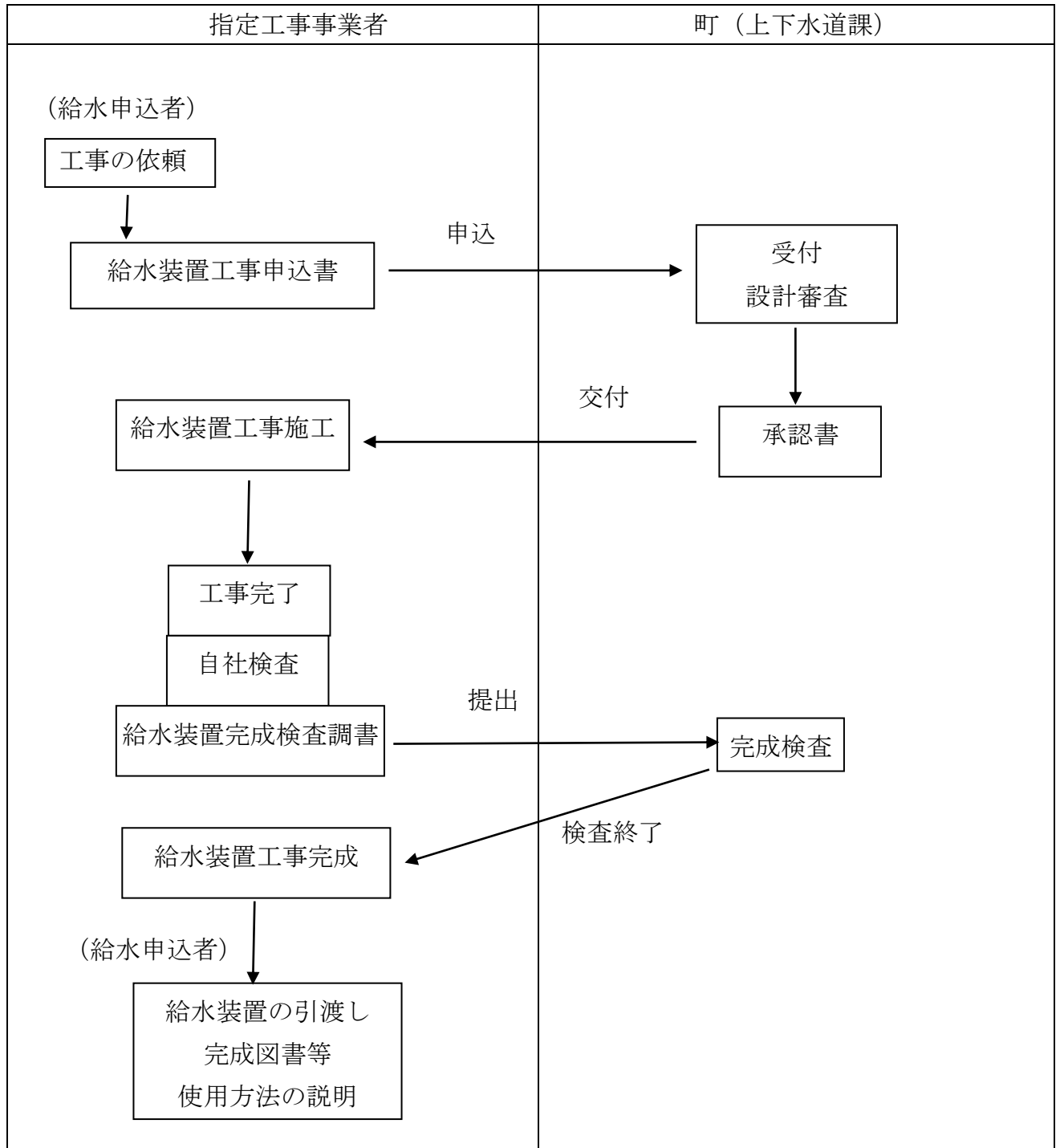
第4章 手 続

1 趣 旨

給水装置の新設、改造及び撤去(以下「工事」という)をしようとする者は、給水条例による手続をしなければならない。(給水条例第5条、第6条、第7条)

2 手続の順序

手続の順序は、次のとおりである。



3 給水装置工事の申込

- (1) 給水装置工事の申込は、工事の委任を受けた指定工事事業者が、給水装置工事申込書（給水規則様式第1号）を町に提出することで行う。（提出部数 1部）
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、利害関係者の承諾書を提出すること。

- ① 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- ② 他人の所有地又は建築物に給水装置を設置しようとするとき。

(3) 手数料の納付

申込書の提出に合わせて次の手数料を窓口で納付してください。（窓口で納付できないときは、上下水道課に申し出てください。納入通知書を発行します。納入を確認してからの審査となります。）

- ① 給水装置工事設計審査手数料 1,000 円/件
- ② 給水装置工事検査手数料 2,000 円/件
(合計 3,000 円/件)

③ 手数料の件数は、次のとおりとする。

- ア 共同住宅など水道メーターを複数設置するとき 水道メーターの設置数
イ 複数の予定栓を設置するとき 予定栓の設置数

- ④ 撤去工事の給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事検査手数料は、無料とする。

(4) 添付書類

- ① 給水装置工事設計図（以下「設計図」という。）
 - ② 給水装置工事使用材料一覧表（様式第2号）
 - ③ 必要に応じて流量計算書等
 - ④ 受水槽及び増圧給水設備より下流の給水設備は、法上の給水装置ではないが、設計資料として設計図等必要書類を添付すること。
- (5) 所有者の変更 改造工事の申込などで、給水装置の所有者に変更があるとき（又は変更があったとき）は、給水装置所有者変更届（給水規則様式第6号）を提出すること。※町に登録されている給水装置の所有者と、申込者は同一であること。
- (6) その他 当町では、水道加入金等の制度はありません。

4 給水装置工事承認書の交付

設計審査の結果適当と認めたときは、承認書を交付する。

※承認書は、指定工事事業者を経て、申込者に交付するものとする。

5 承認後の取消し及び変更等

- (1) 承認を受けた給水装置工事を取り消したいときは、給水装置工事取消届（様式第3号）に承認書を添えて提出すること。※工事着手前に限る。
- (2) 承認を受けた工事について、次のいずれかの設計変更をしようとする場合は、給水装置工事変更申込書（様式第4号）に変更に必要な添付書類を添えて提出し、再度承認を受けなければならない。このときには、給水装置工事設計審査手数料 1,000 円/件を納付すること。
 - ① 給水方式を変更する場合

- ② 配水管等からの分岐位置を 1mを超えて変更する場合
- ③ 配水管等からの分岐工法又は口径を変更する場合
- ④ 水道メーターの設置位置を 1mを超えて変更する場合
- ⑤ 水道メーターの口径を変更する場合
- ⑥ 分岐対象管を変更する場合
- ⑦ 用途区分を変更する場合
- ⑧ 配管経路又は配管方法を変更する場合
- ⑨ その他管理者が必要とする場合

※判断が難しい場合があるので、その場合は上下水道課に協議すること。

- (3) 予定工期を延長するときは、予定工期変更届（様式第 5 号）を提出すること。

6 完成検査

給水装置工事の完成検査は、次のとおりとする。

(1) 自社検査

指定工事事業者は、給水装置工事の完成後、町の検査を受ける前に、自社で給水装置工事完成検査前点検票（様式第 6 号）の確認項目について検査を行うこと。

（主任技術者は、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行うことが責務とされている。法第 25 条の 4、施行規則第 23 条）

(2) 町が行う完成検査

給水装置工事完成後、速やかに町が行う次の完成検査を受けること。

- ① 書類検査 承認を受けた申込書のとおり施工しているか、完成書類等の確認を行う検査をいう。
- ② 現場検査 完成図書と現場との照合、機能試験、水圧試験及び水質の確認を行う検査をいう。
- ③ 写真検査 完成図書と工事写真を照合し、確認を行う検査をいう。

(3) 完成検査の申込

完成検査を受けようとする場合は、給水装置工事検査調書（指定事業者規則様式第 3 号）に次の書類を添えて町に提出すること。（提出部数 1 部）

- ① 給水装置工事完成図（以下「完成図」という。）
- ② 給水装置工事使用材料一覧表
- ③ 工事写真
- ④ 給水装置工事完成検査前点検票
- ⑤ 水道使用開始申込書（給水規則様式第 2 号）

(4) 完成検査の日程

- ① 町は給水装置完成検査調書の提出を受け、書類検査及び写真検査の上、検査日時を連絡する。
- ② 検査日は毎週水曜日及び金曜日とするが、閉庁日及び町の業務の都合などにより、曜日を変更し、又は中止することがある。
- ③ 希望する検査日時がある場合は、その 5 営業日前に検査を申し込むこと。

(5) 工事写真

給水装置工事検査調書に添付する工事写真は、次のとおりとする。

- ① 工事着工前
- ② 舗装切断及び掘削写真
- ③ 本管分岐部及び給水管埋設深度写真
- ④ 本管から水道メーターまでの配管状態が分かる写真

※施工内容に応じて次の写真を入れること。

ア 配管位置が分かるように給水する建物が写っている写真

イ サドル付分水栓にコアを挿入したときは、その写真

- ⑤ 路床埋戻、転圧、深度写真、識別マーカー設置写真
- ⑥ 下層路盤碎石投入、転圧、深度写真
- ⑦ 上層路盤碎石投入、転圧、深度写真
- ⑧ 舗装仮復旧写真
- ⑨ 舗装本復旧写真（舗装施工中）

※給水装置工事検査調書提出時に舗装本復旧が未施工のときは、施工予定日を報告すること。また、本復旧施工後に当該施工写真を提出すること。

⑩ 完成写真

※建物の全景写真と水道メーター・止水栓の位置が判る写真を添付すること。
改造工事についても同様とする。

⑪ 自社検査（水圧試験・残留塩素測定）の写真

(6) 現場検査の内容

現場検査は次のとおりとする。

① 水道メーター設置に係る検査

ア 水道メーターが正しい方向に、かつ、水平に設置されていること。

イ 設置位置が、検針及びメーター交換に支障がないこと。

ウ メーターボックスが凍結・凍上防止がされていること。

② 給水装置の構造・材質・寸法の検査

ア 完成図書、材料一覧表を基に確認できる範囲において、構造・材質・寸法を確認する。

イ 露出管、水道メーター等凍結の恐れのある部分の凍結対策が適切であるか確認する。

ウ 埋設部や隠ぺい部について、工事写真及び主任技術者からの聴き取りにより確認する。ただし、検査員が特に指示した場合は、現地を掘削することなどにより目視で確認することがある。

③ 水圧試験

次のとおり水圧試験を行う。

ア 水道メーター設置場所等から水圧テストポンプにより加圧し、水圧の低下がないことを確認する。

イ 加圧する範囲は、上流側の第1止水栓から下流側の水栓までとする。ただし、給湯配管は除く。

ウ 試験水压及び加圧時間は、次のとおりとする。

試験水压	加圧時間
1.00MPa	10 分以上

エ 配管等の条件から所定の水圧試験ができない場合は、事前に上下水道課と協議すること。

④ 機能試験

ア 給水栓等の吐出量や動作状況等の機能を確認する。

イ 定水位弁、ボールタップ等により給水する場合は、吐水口空間が確保されていることを確認する。

⑤ 通水検査

ア 各給水栓が水道メーターを経由していることを確認する。

⑥ 水質検査

ア 末端の給水栓において5項目（残留塩素、色、濁り、臭い、味）の水質検査を行う。

イ 残留塩素が、0.1mg/ℓ以上であることを確認する。

(7) 写真検査による完成検査

① 給水装置工事の内容が次のいずれかに該当する場合は、現場検査を除いた書類検査及び写真検査により完成検査とすることができる。

ア 建物の新築・改築工事等のため臨時に設ける給水装置工事

イ トイレの水栓化工事で、水道メーターの口径の変更を伴わない工事

ウ 撤去工事で簡易な工事

エ その他管理者が、写真検査が適当であると認めた工事

② 写真検査により完成検査を受けようとする指定工事事業者は、上下水道課に事前に確認の上、完成検査を申し込むものとする。

(8) 完成検査の可否

完成検査において、次のような事項が確認された場合は、不合格とする。

① 水圧試験において、試験水压を定められた時間以上保持できない場合

② 完成図面と現場の給水装置が整合しない場合

③ 凍結対策が不十分である場合

④ 構造・材質等がこの仕様書に適合していない場合

⑤ その他法令及び条例等の基準に適合しない場合

(9) 水道メーターの出庫

水道メーターは、完成検査のときに出庫する。ただし、検査日前に水道メーターの設置が工事の進捗又は検査の実施に特に必要であると認める場合は、検査員と協議の上、検査日の前日（又は最低限必要な日）に水道メーターを出庫することができる。

(10) 給水装置の所有者への引渡し

指定工事事業者は、工事完成後に所有者へ給水装置を引き渡すものとする。引き渡すときは、次のことを行うこと。

① 給水装置工事完成図面（写し）等の関係書類を引き渡すこと

② 給水装置工事の内容及び使用方法を説明すること。特に器具の使用方法及び冬

季間の水抜きの方法など凍結防止について詳しく説明すること。

(11) その他

完成検査後に、メーターボックスの蓋の裏に油性マジックなどで給水番号を記載すること（鉄製の蓋などで容易に記載できないものを除く。）。

※記載例：〇〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇

7 給水管及び水道メーター撤去に係る申込

給水管等の撤去工事の申込については、次の手順で行うこと。

- (1) 水道使用者が指定工事事業者に撤去工事を依頼する。
- (2) 指定工事事業者が町に給水工事申込書（撤去）で申し込む。設計審査手数料・完成検査手数料は無料とする。図面は新設工事及び改造工事と同様とする。
- (3) 町で確認後、承認する。
- (4) 指定工事事業者が、撤去工事を施行する。
- (5) 完成検査の申込

給水装置完成検査調書（提出部数 1部）に次の書類を添えて町に提出し、申し込むものとする。

- ① 給水装置工事完成図（以下「完成図」という。）
- ② 給水装置工事使用材料一覧表
- ③ 工事写真

- (6) 完成検査 簡易な撤去工事は、写真検査とする。

※注意 撤去した水道メーターは、撤去後速やかに町へ返却すること。

8 撤去の工事費用について

工事費用について次のとおりとする。

- (1) 水道メーター撤去の費用は、使用者（所有者）が負担する。
- (2) 公道内の給水管の撤去費用は、町が負担する。
- (3) 私有地内の給水管の撤去費用は、使用者（所有者）が負担する。
- (4) 新設、改造に伴う水道メーター及び給水管の撤去費用は、上記(1)(2)にかかわらず使用者が負担する。

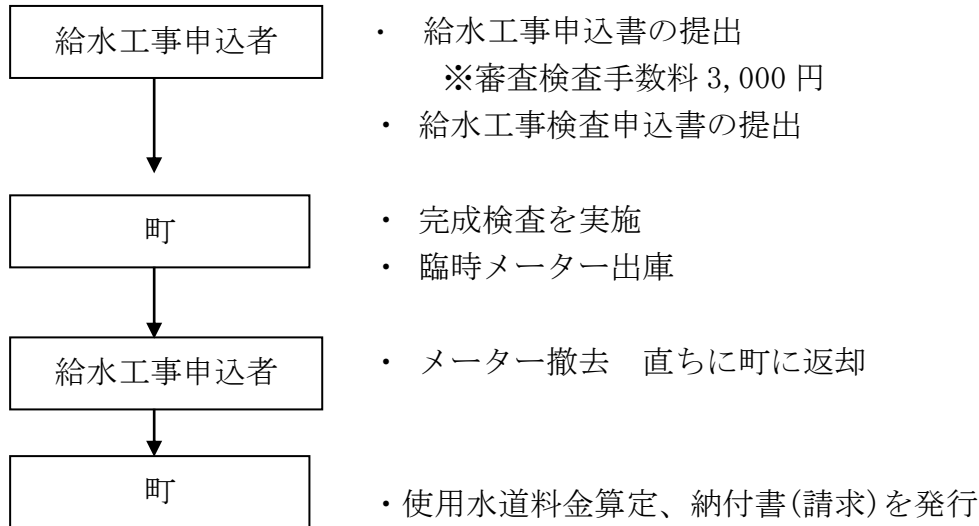
9 臨時用水道について

- (1) 臨時用水道の期間及び用途

期間3週間以内で、一時的（お祭り・イベント・建物解体工事等）に使用するもの。

- (2) 使用者（水道料金支払者）を明確にすること。
- (3) 臨時用水道使用期間が経過したら、直ちに給水装置を撤去し、水道メーターを町に返却すること。

○臨時用水道の手続の流れ



10 国・県道占用申請の手順

国道及び県道など県が管理する施設（以下「国県道等」という。）への給水装置を布設するための占用申請は、町が指定工事事業者に代わって行う。その手順は、次のとおり。

(1) 手順

① 事前協議

指定工事事業者は、国県道等の管理者（以下「道路管理者等」という。）と事前協議を行うこと。

※舗装工事後3年以内の箇所は、許可されないことがあるので注意すること。

② 指定工事事業者は、提出図面等を作成し、町へ申請書類を提出する。

ア 占用許可まで時間を要することがあるので、施工までの期間について余裕をもって計画すること。

イ 提出図書

(ア)種類 位置図、平面図、横断図、標準掘削断面図（一次復旧・二次復旧を行う場合は、それぞれの復旧標準断面図を加える。）、保安施設設置標準図、工事工程表、現況写真、その他必要に応じて求積図など

(イ)部数 国道：4部、県道等：3部

(ウ)記載方法 占用物件（給水管）は、赤書きとする。

③ 町は占用申請書を作成して、道路管理者等に申請する。

④ 道路管理者等から占用許可書が交付される。

⑤ 町は、指定工事事業者に許可があったことの連絡をし、許可書の写しを送付する。

⑥ 指定工事事業者は、道路交通法の道路使用許可が必要な場合は、警察署に申請し、許可を取ること。

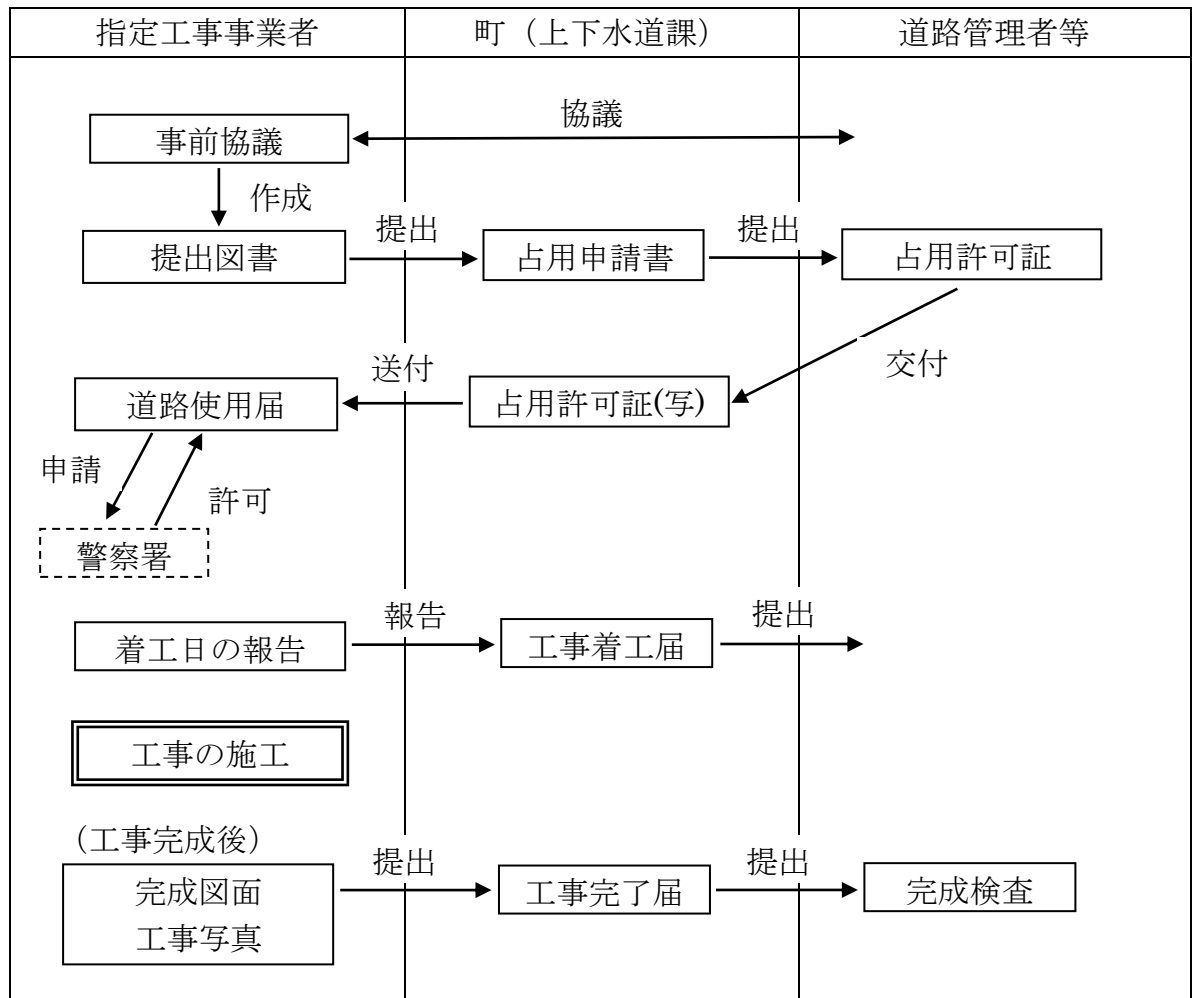
⑦ 指定工事事業者は、工事に着工する日をその7日前までに町に報告すること。

⑧ 町は、工事着工届を作成し、道路管理者等へ提出する。

⑨ 指定工事事業者が、工事を施工する。

- ⑩ 工事完成後、指定工事事業者は、完成図面、工事写真を作成し、町に提出する。
- ⑪ 町は、工事完成届を作成し、道路管理者等へ提出する。
- ⑫ 道路管理者等が完成検査を行う。手直し等の指示があれば、対応すること。

○道路占用申請の流れ



11 給水装置工事図の作成

(1) 図の作成

設計図及び完成図は、正確かつ明瞭に作成すること。

(2) 設計図及び完成図の様式等

① 設計図及び完成図は、給水装置工事設計図 完成図（様式第7号）により作成すること。

② 設計図及び完成図は、CAD ソフトを使用して作成することが望ましい。

③ 設計図及び完成図は、新設する給水装置を赤色表示、既設の給水装置を青色表示、それ以外を黒色表示とすること。

※自家水道の管等を記載するときなど着色した方が判別しやすい場合は、凡例を示して着色して表示することができる。

④ 受水槽より下流の図面についても、提出すること。

(3) 作図記号及び地図記号

① 設計図及び完成図の作図記号は、設計図及び完成図の作図記号一覧表（別表第4）によること。

② 設計図及び完成図の地図記号は、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。

(4) 口径及び延長等の単位

① 給水管の単位は、mmとし、単位記号は記載しないこと。

② 給水管の延長の単位は、m、小数点第一位止めとし、単位記号は記載しないこと。

③ 横断面図面及びオフセット図等の寸法の単位は、m、小数点第一位止めとし、単位記号は記載しないこと。

④ 構造図等の単位は、m又はmmとし、単位記号は記載しないこと。

(5) 設計図及び完成図に記載する図

① 設計図

ア 位置図

イ 平面図

ウ 立面図

エ 配置図

オ 配管図

カ 横断面図

キ 詳細図

ク 構造図

ケ 参考図

※ 位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。

② 完成図

ア 位置図

イ 平面図

ウ 立面図

エ オフセット図

- オ 配置図
- カ 配管図
- キ 横断面図
- ク 詳細図
- ケ 構造図

※ 位置図、平面図及び立面図以外は必要に応じて作成すること。

(6) 位置図の作成

- ① 縮尺は、1/5,000 を基本とする。ただし、目標物等が少ない場合には1/10,000 とすることができる。
- ② 真上が北になるように作成すること。
- ③ 申込地が位置図の中心付近になるように作成すること。ただし、道路及び目標物等の配置により中心としない方が位置を確認しやすい場合は、その限りではない。
- ④ 申込地を赤色で着色し、引出線で表示すること。
- ⑤ 付近の目標物等を記載すること。

(7) 平面図の作成

- ① 縮尺は、1/100 又は 1/200 とする。1/100 とすることが望ましい。
- ② 真上が北になるように作成すること。
※土地の形状等によりこれによりがたい場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。

- ③ 記載する内容は、次のとおりとする。

ア 給水装置等

- (ア) 分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等
- (イ) 分岐する配水管等の位置、管種及び口径（完成図には、深度を加える。）

イ 給水装置等以外

- (ア) 給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等
- (イ) 道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路の境界等
- (ウ) 他の地下埋設物
- (エ) 申込者以外が所有する土地の場合は、土地の所有者名

- ④ 自家水道を併用しているとき

自家水道を併用している場合は、給水装置と自家水道がクロスコネクションになっていないことを確認するため、自家水道のポンプ、水栓、配管などを記載すること。

(8) 立面図の作成

- ① 記載する内容は、次のとおりとすること。
 - ア 分岐から末端の給水栓までの配管
 - イ 分岐する配水管等の管種及び口径
- ② 平面図と整合を図ること。
- ③ 水平な管は水平に、水平方向に直角の管は45度の角度に、立ち上がり管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。

(9) 必要に応じて作成する図面

(5)①及び②の必要に応じて作成する図面は、次により作成すること。

① 配置図 広範囲に作図する必要がある、平面図等に表示しきれない場合等

ア 水道メーターまでの表示とする。

イ 縮尺は、作図範囲を考慮して決定すること。

② 配管図 ダクタイル鋳鉄管を使用する場合等

ア 平面図と同方向に作成すること。

③ 横断面図 道路（私道を含む。）内を掘削する場合等

ア 断面ごとに作成すること。

イ 縮尺は、1/100 又は 1/50 とすること。

④ 詳細図 水路及び軌道等を横断して給水管を布設する場合等

ア 適切な縮尺とすること。

⑤ 構造図 受水槽、地下式消火栓、空気弁及び排水弁を設置する場合等

ア 適切な縮尺とすること。

イ 受水槽について

構造、材質、寸法、吐水口空間及び壁面からの寸法、公称容量、有効容量等を表示すること。

⑥ オフセット図 給水管を分岐し、及び止水栓を設置した場合等に、完成図として作成すること。

ア 給水管の分岐位置並びに止水栓及び給水管の埋設位置についてオフセット測量した図とする。

イ 適切な縮尺を設定すること。

ウ 分岐位置及び止水栓等のオフセットは、分岐位置及び止水栓等の中心から3か所以上の構造物等までの距離を実測し、記載すること。

別表第 4

設計図及び完成図の作図記号一覧表

1 管種記号

管 種	記 号
铸铁管	<u>CIP φ○○</u>
ダクタイル铸铁管 □形	<u>DIP□ φ○○</u>
配水用ポリエチレン管	<u>HPPE φ○○</u>
硬質塩化ビニール管	<u>VP φ○○</u>
石綿セメント管	<u>ACP φ○○</u>
塗覆装鋼管	<u>SP φ○○</u>
ステンレス鋼管	<u>SUS φ○○</u>
波状ステンレス鋼管	<u>SSP φ○○</u>
鉛管	<u>LP φ○○</u>
被覆銅管	<u>CP-D φ○○</u>

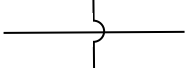
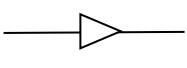
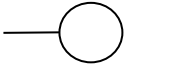
管 種	記 号
ポリエチレン管 (軟質 2 層管)	<u>PP φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (内面)	<u>SGP-PB φ○○</u>
ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (内外面)	<u>SGP-PD φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (内面)	<u>SGP-VB φ○○</u>
硬質塩化ビニルライニング鋼管 (内外面)	<u>SGP-VD φ○○</u>
亜鉛メッキ鋼管	<u>GP φ○○</u>
架橋ポリエチレン管	<u>XPEP φ○○</u>
ポリブデン管	<u>PBP φ○○</u>
銅管	<u>CP φ○○</u>

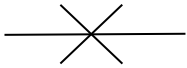
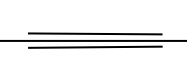
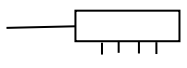
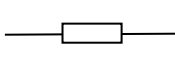
2 給水管等の表示

区分	線形	色別	記号
新設	実線	赤色	
既設	実線	青色	
既設(不明)	破線	青色	
撤去	実線に斜線	青色に赤の斜線	
撤去(不明)	破線に斜線	青色に赤の斜線	

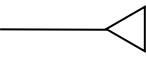
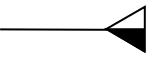
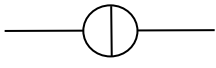
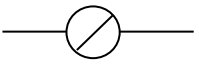
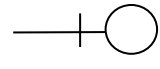
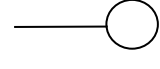
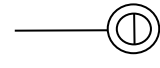
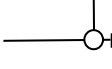
※この表にない自家水などは、凡例を示して表示すること。

3 弁栓類・その他

名 称	記 号
仕切弁	
水道メーター	
管の交差	
口径変更 (片落管)	
地上式消火栓	
受水槽	
ポンプ	
空気弁	

名 称	記 号
止水栓	
逆止弁	
さや管	
ヘッダー	
地下式消火栓	
高架水槽	
加圧ポンプ	
LA・MC・KG 等	

4 給水栓類

名 称	記 号	
	平面図	立面図
給水栓類		
湯水混合水栓類		
水抜き栓		
ボールタップ		
フラッシュバルブ		
不凍給水栓		
ストレート止水栓		
アングル止水栓		

第5章 工事施工

1 趣 旨

工事施工にあたっては、以下の記載事項に従い事故のないように行うこと。
不明な点は、町と協議して進めること。

2 許可及び保安

- (1) 関係官公署(道路管理者等、所轄警察署長等)の許可を得ること。(道路法第32条、道路交通法第77条)
- (2) 他企業(ガス、電気、電話、下水道等)の占用物が埋設されている場合、各企業へ連絡をとり破損などしないように施工すること。
- (3) 公衆災害防止のため、関係法令等に基づき保安設備を設置し、必要に応じて保安要員を配置させること。(道路法第48条)
- (4) 騒音、振動等で付近住民に迷惑をかけないように十分注意すること。
- (5) 工事施工中不測の事態が起こった場合、直ちに工事を中断し、町及び関係官公署の指示を受けること。
- (6) 工事場所には、工事期間中工事標識を表示すること。
- (7) 指定工事事業者は、工事施工完成まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他不良箇所が生じた場合は、直ちに修復すること。
- (8) 指定工事事業者は、道路及び水路等内の給水装置工事について、道路管理者等から指示を受けた場合は、直ちに修復すること。

3 土工事

(1) 掘 削

- ① 道路及び宅地等の掘削は、一日の作業量のみとし、堀置きはしないこと。
- ② 掘削は所定の断面にしたがって行い、布設管上の土被りは所定の埋設深さになるように、床付面は平坦にすること。
- ③ 舗装道路の掘削にあたっては、原則として所定の長さにカッターで切断し、必要箇所以外に影響を生じさせないように掘削を行うこと。
- ④ 土被りの深いもの、あるいは軟弱土質等の危険箇所は土留めをすること。
- ⑤ 道路を横断する場合は、交通に支障がないように片側ずつ掘削すること。
- ⑥ 管の下端は不陸のない状態とし、管肌に碎石が当たらないよう十分注意すること。

(2) 復 旧

- ① 道路の埋戻しは、原則として良質な土砂を使用し、十分な転圧を行うこと。
- ② 埋戻し後、砂利道の場合は本復旧を行い、また、舗装道路の場合は、仮復旧を行うこと。

第6章 その他

1 水道使用者への説明

次について使用者に説明すること。

- (1) 宅地内の給水管の管理は、使用者が行う。
- (2) 水道メーター撤去後に再び使用する場合は、新設として申込を行う。
これに係る費用は、申込者が負担すること。
- (3) 公道部分の給水管は、町に無償譲渡されること。

2 漏水修理後の水道料金の減免

(1) 申請書の提出

給水装置の漏水を修理したときは、当該修理の証明したうえで水道料金等減免申請書（給水規則様式第9号）を町に提出すること。

(2) 減免の対象

漏水の減免は、水道使用者の責任によらない漏水であった場合としている。

- ① 減免の対象となる漏水 給水装置の地下漏水などで、使用者が容易に発見できないもの。
- ② 減免の対象とならない漏水
 - ア 法上の給水装置ではない箇所の漏水
 - (ア)受水槽、加圧装置以降の漏水
 - (イ)ボイラー、給湯器以降の漏水
 - イ 使用者の管理が不十分であると認められる漏水
 - (ア)蛇口、ボールタップ、水栓等からの漏水
 - (イ)水抜き栓の半開きによる漏水（操作間違いによるもの）
 - (ウ)凍結破損による漏水
- ③ 減免の対象月数 原則1月
- ④ その他不明な場合は、上下水道課に相談すること。

— 改定履歴 —

- 平成31年3月1日・・・・・・・・・・・・・一部変更
- 令和5年9月1日・・・・・・・・・・・・・一部変更